

に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第165条に次の1項を加える。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合において、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第182条中「若しくは」を「、」に改め、「をいう。」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第188条中「「看護職員」との次に「、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第217条第3項を削る。

第218条第2項第2号アを次のように改める。

ア 看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上

第218条第7項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改める。

第223条を次のように改める。

第223条 削除

第236条第2項第8号及び第247条第2項第10号を削る。

第248条中「から第227条まで」を「、第224条から第227条まで」に改める。

第258条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 指定訪問介護事業者が地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護の事業を行う者の指定を併せて受けている場合及び基準該当訪問介護の事業と介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービスの事業とが同一の事業者により同一の事

業所において一体的に運営されている場合並びに指定通所介護事業者が旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う者の指定を併せて受けている場合及び基準該当通所介護の事業と介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又はこれに相当するサービスの事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合について、改正前の第6条第2項及び第5項、第8条第2項、第43条第3項、第45条第2項、第100条第1項第3号及び第9項、第102条第4項、第132条第1項第3号及び第7項並びに第134条第4項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第6条第2項中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」とあるのは「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」と、「（指定介護予防サービス等基準」とあるのは「（旧指定介護予防サービス等基準」と、同条第5項中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」とあるのは「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第37号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号。以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」と、改正前の第8条第2項、第45条第2項、第100条第9項、第102条第4項、第132条第7項及び第134条第4項中「指定介護予防サービス等基準条例」とあるのは「旧指定介護予防サービス等基準条例」と、改正前の第43条第3項中「（指定介護予防サービス等基準」とあるのは「（旧指定介護予防サービス等基準」と、「指定介護予防サービス等基準条例」とあるのは「旧指定介護予防サービス等基準条例」と、改正前の第100条第1項第3号及び第132条第1項第3号中「指定介護予防サービス等基準」とあるのは「旧指定介護予防サービス等基準」とする。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第37号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営

等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章 介護予防訪問介護」

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条～第39条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条～第42条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第43条～第47条）

「第2章 削除」

「第52条」を「第51条の2」に、

「第7章 介護予防通所介護」

第1節 基本方針（第97条）

第2節 人員に関する基準（第98条・第99条）

第3節 設備に関する基準（第100条）

第4節 運営に関する基準（第101条～第108条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第109条～第112条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第113条～第116条）

「第7章 削除」

「第120条」を「第119条の2」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第5条から第47条まで 削除

第49条第3項中「指定居宅サービス等基準第45条第1項」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第45条第1項」に、「指定居宅サービス等基準条例」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）」に改める。

第3章第4節中第52条の前に次の12条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第51条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において「重要事項」という。）を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付

に代えて、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下この項において同じ。）と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力して文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供に用いる電磁的方法の種類及び内容として規則で定める事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による重要事項の提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第51条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。（サービス提供困難時の対応）

第51条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第51条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証により、被保険者資格、法第19条第2項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第51条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない

<p>利用申込者について要支援認定の申請が既に行われているか否かを確認するとともに、当該申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第51条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（介護予防支援事業者等との連携）</p> <p>第51条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）</p> <p>第51条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）</p> <p>第51条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画並びに省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画（以下「介護予防サービス計画」と総称する。）が作成されている場合には、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。</p> <p>（介護予防サービス計画の変更の援助）</p>	<p>第51条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（身分を証する書類の携行）</p> <p>第51条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>（サービスの提供の記録）</p> <p>第51条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、その具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供しなければならない。</p> <p>第52条の次に次の2条を加える。</p> <p>（保険給付の請求のための証明書の交付）</p> <p>第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>（利用者に関する市町村への通知）</p> <p>第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わすことにより、要支援状態の程度を増進させ、又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>第55条の次に次の10条を加える。</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならぬ。</p>
--	---

ない。

(衛生管理等)

第55条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第55条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第55条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について、虚偽又は誇大な内容の広告をしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第55条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理等)

第55条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあつ

た場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市町村が実施する事業への協力)

第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第55条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第55条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第56条第2項第1号中「次条において準用する第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「次条において準用する第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「次条において準用する第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第58条第1項中「の介護予防」の次に「(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)」を加える。

第63条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）及び第36条から第38条まで並びに」を削り、「第52条第1項及び」を「第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに」に、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは

「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第20条第1項」を「第51条の13第1項」に、「指定介護予防訪問介護に」を「指定介護予防訪問入浴介護に」に改め、「、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第30条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と」を削り、「前項」との次に「、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第74条第2項第4号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第5号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第6号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第7号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第75条中「第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで及び第54条」を「第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の7中」に改め、「病歴」との次に「、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第84条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第85条中「第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3」に改め、「第54条」の次に「、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで」を加え、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の7中」に改め、「病歴」との次に「、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第87条第1号中「サービス担当者会議」の次に「、リハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第126条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のため、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。」を加え、同条中第12号を第13号とし、第6号から第11号

までを1号ずつ繰り下げる、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を達成するための具体的なサービスの内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第126条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第93条第2項第1号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第94条中「第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」に、「第14条中」を「第51条の7中」に、「第19条中」を「第51条の12中」に改め、「利用者」との次に「、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第97条から第116条まで 削除

第8章第4節中第120条の前に次の2条を加える。

(利用料等の受領)

第119条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜であって日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、規則で定める。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
(緊急時等の対応)

第119条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第121条の次に次の3条を加える。

(勤務体制の確保等)

第121条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、介護予防通所リハビリテーション従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の介護予防通所リハビリテーション従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第121条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第121条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

第123条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第25条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第124条中「第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第69条、第101条及び第103条から第106条まで」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第14条中」を「第51条の7中」に改め、「第103条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第125条第3項中「口腔」を「^{くう}口腔」に改める。

第126条第1号中「サービス担当者会議」の次に「、リハビリテーション会議」を加え、同条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を達成するための具体的なサービスの内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第127条第1号中「アセスメント」の次に「(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。)」を加える。

第130条第5項中「に併設される」を「(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)に併設される」に改める。

第134条第2項中「第9条第2項」を「第51条の2第2項」に改める。

第140条に次の1項を加える。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合において、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかるわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第140条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第140条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じなければ

<p>ばならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第142条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。</p> <p>第143条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第54条、第103条、第105条及び第106条」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2及び第121条の4」に、「第31条中「第27条」を「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条中「介護予防通所介護従業者」」を「第121条の2中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改める。</p> <p>第154条第6項中「(平成11年厚生省令第46号)」を削る。</p> <p>第160条中「第141条」を「第140条の2」に、「第103条」を「第121条の2」に改める。</p> <p>第166条の見出しを「(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所との併設)」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。</p> <p>第167条第4項、第170条第1項(ただし書及び第171条(見出しを含む。)中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。</p> <p>第172条中「第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8」に、「第36条から第38条まで、第54条、第103条、第105条、第106条」を「第55条の9から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4」に、「第20条中」を「第51条の13中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第31条中「第27条」」を「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条中「介護予防通所介護従業者」」を「第121条の2中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改め、「前項」との次に「、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」とを加える。</p> <p>第181条第2項第2号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。</p> <p>第182条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の</p>	<p>13、第52条の2、第52条の3」に、「第103条、第105条」を「第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4」に、「第31条中「第27条」」を「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第103条中「介護予防通所介護従業者」」を「第121条の2中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改める。</p> <p>第192条第2項中「第155条の2第1項」を「第155条の2」に改める。</p> <p>第197条中「第103条」を「第121条の2」に改める。</p> <p>第203条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同条第3項を削る。</p> <p>第204条第1項第2号アを次のように改める。</p> <p>ア 看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>第204条第2項第2号アを次のように改める。</p> <p>ア 看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>第207条第4項中「第9条第2項」を「第51条の2第2項」に改める。</p> <p>第209条を次のように改める。</p> <p>第209条 削除</p> <p>第217条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同号を同項第7号とする。</p> <p>第218条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条及び第106条」を「第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2」に改め、「第31条中「第27条」とあるのは「第213条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、「」を削り、「介護予防特定施設従業者」との次に「、第55条の4中「第55条」とあるのは「第213条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。</p> <p>第226条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。</p> <p>第231条第4項中「第9条第2項」を「第51条の2第2項」に改める。</p> <p>第233条第2項中「受託介護予防サービス事業者は」の次に「、指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「をいう。」の次に「又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(次項において「指定事業者」という。)」を加え、同条第3項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)」、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、</p>
---	---

「指定介護予防認知症対応型通所介護」の次に「並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第234条第2項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とする。

第235条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条、第106条」を「第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2」に、「第31条中「第27条」」を「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第33条中「指定介護予防訪問介護事業所」」を「第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」」に改める。

第238条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第244条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第248条第2項第1号中「第20条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第249条中「第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第54条」を「第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで」に、「第103条第1項及び第2項」を「第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」」を「第51条の2第1項中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第20条中」を「第51条の13中」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

第252条の見出しを「（介護予防福祉用具貸与計画の作成）」に改める。

第254条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、

第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8」に、「第36条から第38条まで、第54条」を「第55条の9から第55条の11まで」に、「第103条第1項及び第2項」を「第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」」を「第51条の2第1項中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条」を「第51条の12」に、「第20条中」を「第51条の13中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第52条の2中」に、「第103条第2項」を「第121条の2第2項」に改める。

第255条中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改める。

第262条第2項第2号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第263条中「第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第54条、第103条第1項及び第2項」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」」を「第51条の2第1項中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条」を「第51条の4」に、「第15条第2項」を「第51条の8第2項」に、「第19条中」を「第51条の12中」に、「第103条第2項」を「第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第121条の2第2項」に改める。

附則第2項中「第39条第2項（第47条において準用する場合を含む。）」及び「、第107条第2項（第116条において準用する場合を含む。）」を削る。

附則第23項中「第103条」を「第121条の2」に改める。

附則第29項中「第141条」を「第140条の2」に、「第103条」を「第121条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）及び介護保険法（以下「法」という。）第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）並びに旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の

2 第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）及び法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第2章、第7章及び附則第2項の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第6条第2項及び第5項、第8条第2項、第43条第3項、第45条第2項、第98条第1項第3号及び第9項、第100条第4項、第113条第1項第3号及び第7項並びに第115条第4項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受けている場合及び旧基準該当介護予防訪問介護の事業と同号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合並びに旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が同号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合及び旧基準該当介護予防通所介護の事業と同号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第2項	指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号訪問事業
	及び指定訪問介護	又は当該第一号訪問事業
第6条第5項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者

第8条第2項	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第43条第3項	指定訪問介護事業者	第6条第2項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
第45条第2項	指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
第98条第1項	基準該当訪問介護の事業	第43条第3項に規定する第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の
第98条第9項	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号通所事業
	指定通所介護の	当該第一号通所事業の
	指定通所介護事業者	第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第8項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の

第100条第4項	指定通所介護事業者	第98条第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者	神奈川県条例第38号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。 第16条中第24号を第25号とし、第12号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の後に次の1号を加える。 (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同令又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の規定において作成しなければならないこととされている計画の提出を求める。 第16条に次の1号を加える。 (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。
	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業	
	指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める第一号通所事業の	
第113条第1項第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号に規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）	第16条中第24号を第25号とし、第12号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の後に次の1号を加える。 (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同令又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の規定において作成しなければならないこととされている計画の提出を求める。 第16条に次の1号を加える。 (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。
	基準該当通所介護の	当該第一号通所事業の	
第113条第7項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第一号通所事業	第32条第2項第1号及び第33条中「第16条第12号」を「第16条第13号」に改める。
	指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第6項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の	
第115条第4項	基準該当通所介護の事業	第113条第1項第3号に規定する第一号通所事業	附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
	指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の	
4 改正後の第233条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者及び旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が受託介護予防サービス事業者となる場合における同条第3項及び第4項第1号の規定の適用については、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。」、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項において「旧指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「旧指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは旧指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは旧指定介護予防通所介護」とする。	指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例による改正前の指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。		
平成27年3月20日	神奈川県知事 黒岩祐治		
神奈川県条例第39号	指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例による改正前の指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例		
指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第37号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）の一部を次のように改正する。	第6条中第5項を第6項とし、第4項の後に次の1項を加える。		
5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定期間内に該当する旧指定介護予防通所介護の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例		